

各関係指定サービス事業者
各関係指定介護予防居宅サービス事業者
各関係介護老人福祉施設開設者
各関係介護老人保健施設開設者
各関係介護療養型医療施設開設者

様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

介護職員処遇改善交付金のキャリアパス・定量的要件に係る説明会の
開催について（通知）

このことについて、下記の日程で説明会を開催いたしますので通知いたします。
各事業者（法人）等におかれましては、担当者等の説明会への出席をお願いします。

記

1 説明会の日時・場所

①紀北会場

日時：平成22年7月15日（木）13：00～15：00

場所：県民文化会館大ホール

②紀南会場

日時：平成22年7月16日（金）13：00～15：00

場所：上富田文化会館文化ホール

2 説明会の内容

- （1）介護職員処遇改善交付金のキャリアパス・定量的要件について
- （2）介護サービス事業者において留意すべき労働基準法のポイント

3 その他留意事項

- 今回の通知につきましては、当該事業の対象となる事業所を所管する法人の代表者等に対するものであり、当該事業の対象外となっているサービスの事業所のみを所管する法人には通知しておりません。

【対象サービス】

（介護予防）訪問介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）通所介護、
（介護予防）通所リハビリ、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、
（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設、
（介護予防）短期入所生活介護、介護保健施設サービス、（介護予防）短期入所療養介護（老健）、
介護療養施設サービス、（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））

【対象外サービス】

（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリ、特定（介護予防）福祉用具貸与、
（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

- 当説明会については、事前の出席申込み等は不要ですが、会場の収容能力の関係上、1事業者（法人）等につき3名までの参加をお願いいたします。
- 当該説明会の案内については、『きのくに介護deネット』にも掲載していますので、ご参照ください。

担当 長寿社会課 サービス指導班
TEL：073-441-2527（直通）
FAX：073-441-2523